報告要旨:金岡京子

解約返戻金の約款規制

東京海洋大学 金 岡 京 子

1. はじめに

(1) 現行の解約返戻金約款

現行保険実務においては、保険契約者が継続中の保険契約を任意に解除する際に、そのときまでに支払われた保険料に基づきその保険契約のために計算された金額のうち、その保険契約者に返還すべき金額がある場合は、その保険商品の特性上別段の合意がある場合を除き、その金額(以下、「解約返戻金」という。)を返還する旨の約定がなされていることが多い。そしてこの約定は、通常は、普通保険約款で定められており、その普通保険約款の内容は、保険業法に基づき事前規制を受けるとともに、契約締結前に開示すべき情報提供規制、及びその計算規制を通して、その適切性保障が保険監督法上強化されている。

しかしながら、保険監督法上の規制は、個別保険契約の効力を直接規律するものではなく、現行商法に私法上の効果を定める対応規定がない現行法の下では、民法 90条、消費者契約法 9条 1 項、もしくは同 10条により不当条項と認められたときに、その保険約款の条項が無効となる可能性があるに過ぎない。

従来から解約返戻金約款の内容が、非常に漠然としており、普通保険約款のその他の箇所に記載された補足説明及び解約返戻金例表と照らし合わせて熟読したとしても、平均的保険契約者がこの約定の適切性を判断するのは困難であることが指摘されてきたが、現行の実体的保険監督への期待に寄せる方向性に比べ、さほど大きな問題として取り上げられてこなかったと思われる。

ところが、消費者契約法の改正により、団体訴訟による普通保険約款の内容規制が可能になり、また法制審議会保険法部会において解約返戻金に関する契約法上の規律が検討されている現在の状況を考慮するならば、個別契約に適用される普通保険約款の内容規制のあり方を根本的に検証することが必要である。

報告要旨:金岡京子

(2) 検討対象

そこで本報告においては、第一に、現在実務で使用されている解約返戻金約款 及びその補足説明等の現状について、その保険種類の特性に応じた分類をしたう えで、その内容の問題点を抽出することとする。具体的には、終身保険、変額年 金、医療保険、積立傷害保険の普通保険約款を取り上げていくことになる。この 検討では、解約返戻金が支払われない保険商品の約款の内容も対象に含まれる。

第二に、現行法の下で、このような問題点をどの程度まで解決可能であるか検討し、現行法の内容規制に一定の限界があるとすれば、どのような解決手法が考えられ得るか提示したいと考える。この検討においては、保険業法の商品認可の審査基準に掲げられている透明性原則、普通保険約款における解約返戻金計算方法の開示規制、契約締結前の重要事項及び注意喚起情報説明義務の規律状態及びその限界を最初に考察し、次に保険業法における解約返戻金計算の適切性規制との関連で、消費者契約法9条1項の適用範囲を検討する。さらには、保険業法上の透明性原則規制を受けて認可された約款が、消費者契約法10条により、更に規制を受ける可能性があるか否かを検討する。

第三に、比較法的分析を行うために、ドイツにおける解約返戻金約款の内容規制を検討する。具体的には、透明性原則による内容規制及び対応する約款の改訂状況、保険契約法及び保険監督法による規律状態を概観したうえで、継続中の保険約款の内容を変更するための手続確保についても考察する。この考察においては、保険契約法の規定を再現した普通保険約款の内容が、不透明であると判断された根拠について、特に重点的に論じることになる。またドイツでは、現行保険契約法 172 条 2 項に基づき、無効とされた既契約約款の内容が、保険監督法上適切と認められた監査人の承認を得て変更されているが、その変更内容が再び連邦通常裁判所により無効とされ、新保険契約法草案の内容を基準とする裁判官の補充的契約解釈を通して変更されている。この問題は、今後日本で既契約約款を改正する必要性が生じたときに検討しなければならない課題を示している。

最後に、今後の課題として、どのような法規制を通して、解約返戻金約款の内容の実質的な適正化を図るべきか考察することとする。